承諾書兼誓約書

豊橋技術科学大学長　殿

私は、豊橋技術科学大学（以下、本学という）の学生として、「プログラム名を記入」に参加するにあたり、下記事項を承諾します。本承諾書に違背した場合は、派遣承認の取り消しや本学の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

記

1. 本プログラムの目的、参加条件、経費について理解し、事前（事後）の指導を受講するとともに、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
2. 渡航期間中は、日本国の法令はもとより、滞在国または地域の法令、派遣先大学の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。なお、飲酒や喫煙、禁止薬物等は日本国及び滞在国法令遵守を原則とする。
3. 心身共に渡航に十分に耐えうる健康状態で渡航すること。渡航前に、本学指定の海外旅行保険及び危機管理支援サービスに加入し、補償内容を保証人とともに確認すること。渡航先大学・機関，国（地域）の指定する現地保険に加入することを求められた場合は、併せて当該保険にも加入すること。また、渡航前に健康上の留意点がある場合は事前に申し出るとともに、渡航に支障がない旨、医師から診断を受けていること。
4. 渡航期間中、傷病その他により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学担当部署に報告すること。
5. 渡航に必要な諸手続き（本学での諸手続き、渡航先大学・機関等に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、渡航経費の支払い、保険加入等）について事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
6. 渡航1週間前または本学が指定する期日までに，「海外渡航届」を参加プログラム担当部署へ提出すること。また渡航期間中及び帰国後は、所定の届出・報告を遅滞なく行うこと。なお渡航期間中の休暇を利用した旅行等により一時的に渡航先大学・機関のある地域を離れる場合には、本学参加プログラム担当部署及び派遣先機関の担当部署に届け出ること。渡航に際しては外務省の海外登録システム「たびレジ」に予め登録を完了し、渡航期間が3か月を超える場合には現地到着後「在留届」を提出すること。
7. 渡航期間中は、大学の研修の一環であることを鑑み，いかなる場合も自動車及びオートバイの運転は行わないこと、また危険を伴うアクティビティ（例：スキューバダイビング、スカイダイビング、ロッククライミング等）を行わないこと。
8. 指定された渡航期間終了後は速やかに帰国し、本学に復学すること。本学の了承なく、滞在期間を延長しないこと。
9. 渡航期間中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意または過失による事故やトラブル（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果については、学生本人または保証人の責任において処理し、大学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
10. 渡航先の治安状況、感染症、自然災害等やむをえない事情または不測の事態により、本学は外務省の危険情報等に基づいて本学が必要と判断した場合に、学生本人の安全を第一と考え、出発の直前直後であっても派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあること。これらの事態等が生じた際は、現地政府、日本国外務省・在外公館の勧告・命令および本学の指示に速やかに応じ，係る経費を自己負担により帰国または出発を中止すること。その際、奨学金の返還や一旦納入した研修関連費用について返還されない場合があることに同意すること。
11. 渡航にあたり、渡航先の治安状況、生活形態、天候、感染症等危険情報の収集、対策に万全を期し、これらのリスクがあることを十分に理解したうえで渡航すること。渡航後現地滞在中は自身の健康管理に留意して規則正しい生活を送るとともに、感染症対策（日々の飲食、手洗い、うがい、必要に応じマスクをする等）に注意し、自身の健康や安全確保に十分配慮すること。渡航期間中の事故，疾病（感染症罹患を含む），犯罪等による損害，治療などの諸費用については，本学及び，渡航先大学・機関に重大な過失がある場合を除き，学生及び保証人の責任で対応し，本学及び渡航先大学・機関に補償を求めないこと。
12. 渡航中の体験実習や専門実習，インターンシップ等を通して知り得た渡航先大学機関等またはその関係機関の機密情報や重要事項については，渡航後及び帰国後においても守秘義務を遵守し，第三者に漏洩しないこと。学生本人の故意または過失によって受入機関や第三者に与えた損害については，学生本人または保証人の責任において賠償すること。
13. 渡航期間中に，本承諾書の事項に違反する，または参加姿勢に問題がある等の理由で，本学の派遣者として不適格であると本学または渡航先大学・機関が判断した場合，両機関が派遣承認を取り消す権利を有すること。なお，この権利行使により発生する手配業務（帰国・身柄引取り）及び関連費用については，渡航者本人または保証人の責任において一切を処理すること。
14. 何らかの事故等発生時において，渡航前に本学に届け出た個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について，本学担当者，受入機関，保険会社，本学指定の危機管理支援会社，関係省庁及び在外公館が，事故対応や学生及び保証人との連絡のために共有，利用することに同意すること。
15. 本学が開催する海外渡航プログラム説明会等での体験談発表等へ協力すること

渡航するに当たり，上記事項について承諾します。

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学籍番号： | 学籍番号を記入 | 課程・専攻を記入 | 学年年 |
| 学生住所： | 学生の住所を記入 |
| 氏名（本人署名）：　 |  | 印 |

上記学生本人が渡航するに当たり，学生本人とともに，上記事項を承諾します。

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 保証人住所： | 保証人の住所を記入 |
| 氏名（保証人署名）：　 |  | 印 |
| （学生との関係（続柄）：　続柄　） |

（保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。）